

平成 27 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 27 年 3 月 10 日（火）  
招集の場所 玉城町議会本会議場  
開 議 平成 27 年 3 月 12 日（木）（午前 9 時 00 分）  
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義  
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏  
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫  
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊  
13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総 務 課 長	林 裕紀	税務住民課長	北岡 明
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設 課 長	中西 豊	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
農業委員会事務局長兼農業振興課長	中世古憲司	総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	上村 直義
監 査 委 員	中村 功				

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 6 号）（質疑）
- 第 3 議案第 2 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（質疑）
- 第 4 議案第 3 号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について（質疑）
- 第 5 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（質疑）
- 第 6 議案第 5 号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑）
- 第 7 議案第 6 号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について（質疑）
- 第 8 議案第 7 号 玉城町行政組織条例の一部改正について（質疑）
- 第 9 議案第 8 号 組織変更等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（質疑）
- 第 10 議案第 9 号 町税条例の一部改正について（質疑）

- 第 11 議案第 10 号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について  
(質疑)
- 第 12 議案第 11 号 玉城町介護保険条例の一部改正について (質疑)
- 第 13 議案第 12 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (質疑)
- 第 14 議案第 13 号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について (質疑)
- 第 15 議案第 14 号 玉城町訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正について  
(質疑)
- 第 16 議案第 15 号 玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部改正について  
(質疑)
- 第 17 議案第 16 号 町道の認定及び変更について (質疑)
- 第 18 議案第 17 号 定住自立圏形成協定の変更について (質疑)
- 第 19 議案第 18 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算 (第 7 号) (質疑)
- 第 20 議案第 19 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑)
- 第 21 議案第 20 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑)
- 第 22 議案第 21 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 23 議案第 22 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(質疑)
- 第 24 議案第 23 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑)
- 第 25 議案第 24 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑)
- 第 26 議案第 25 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 3 号) (質疑)
- 第 27 議案第 26 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 3 号) (質疑)
- 第 28 議案第 27 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 3 号)  
(質疑)
- 第 29 議案第 28 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) (質疑)
- 第 30 議案第 29 号 平成 27 年度玉城町一般会計予算 (質疑)
- 第 31 議案第 30 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計予算 (質疑)
- 第 32 議案第 31 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 (質疑)
- 第 33 議案第 32 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計予算 (質疑)
- 第 34 議案第 33 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算 (質疑)
- 第 35 議案第 34 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計予算 (質疑)
- 第 36 議案第 35 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算 (質疑)

- 第 37 議案第 36 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計予算（質疑）
- 第 38 議案第 37 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計予算（質疑）
- 第 39 議案第 38 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（質疑）
- 第 40 議案第 39 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計予算（質疑）

### 開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。よって、平成 27 年第 1 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において  
7 番 奥川 直人 君      8 番 山本 静一 君  
の 2 名を指名いたします。

### 議案の質疑

○議長（風口 尚）これより、議案第 2 号ないし議案第 17 号について質疑をおこないますが、各議案の質疑につきましては、後日、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会で、審査を頂くこととしております。

まず、日程第 2 議案第 2 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてないし、日程第 4 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

2 番 北 守君

○2 番（北 守）今度、教育長が一般職から、特別職に変わるということで、今回の条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項の規定により定められることになったわけですけど、一般職でも同じように地方公務員法第 35 条の規定により、職務に専念する義務の特例に関する条例が定められております。内容については全く同じでございます。特別職という立場であるというならば、このような専念義務というふうな制約を受けないほうが望ましいと思うんですが、さて、そこで第 2 条第 1 項第 3 号ですけども、前 2 項に掲げるもののほか、町長が定める場合と既定されておりますが、別に規準を定めておるのかどうか、また、無ければ、その都度、町長の判断を仰いで定めるようにしているのか、その点お聞かせ願います。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）この教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、新教育長は特別職になるということで、特別職は非常勤になります、タイムカードがないということなのですが。これを常勤とするということになりましたので、常勤の場合は地方公務員法の適用を受けて、職務に専念する義務が発生します。この義務の中で、休む場合は、有給休暇、特別休暇、色々あるわけですが、それ以外にこの研修を受けるときには、その職務に専念する義務をとり、職務中にその研修を受けられるとか、また、厚生福祉の計画に総じて、休暇を取れるということです。第3号にあります、前2号にかけるほか、町長が定める場合につきましては、特に別段定めは持っておりません。この場合はその都度、専念をする義務に対して免除するかどうかは、その都度、町長が判断するということが現在となっております。以上です。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）その都度、町長の方で判断していただくということで教育長さんも一般職と同じような扱いになるということでしたんですけど、例えば、ここに厚生に関する計画に実施に参加する場合というのは具体的にどういう例があるのか、例えば、私が考えられますのは健康診断ということで、職免、職免、とよく言われて職務専念義務をしたんですけど、例えば、警察へ出頭せないかん場合とか、裁判所へ出頭する場合とか、それから裁判員裁判の判審委員として、出頭する場合、この場合は、町長の判断を仰ぐケースになるのかどうか、その点お伺いします。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）その場合につきましては、職員の勤務時間の休暇に関する条例というのを別に定めておりまして、その中に特別休暇というところで、その規定をしてあると思っています。それで、厚生に関する計画の実施につきましても、その中で夏季休暇を3日間プラスして、6日間、6月から9月の間で、こういった夏季休暇を取れるような制度を設けております。以上です。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第5 議案第5号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び、日程第6 議案第6号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第7 議案第7号 玉城町行政組織条例の一部改正について及び、日程第8 議案第8号 組織変更等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。2番 北 守君

○2番(北 守) 今回、総合戦略課の設置により、町長部局が5課から7課になったと、上下水道も含めて7課になったということですが、総合戦略課の位置づけについて、なぜ総合戦略課として設置することとなったのかということ。それから先日新聞紙上でも出ておりましたが、戦略会議を立ち上げたということですが、町長の目指す総合戦略課はどういうものなのか。その点お聞きします。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 提案説明でも申し上げておりますように、国の考え方が出されておりますから、国が市町村に求める方針の地方版総合戦略の策定に迅速かつ的確に対応していくと。それと同時に玉城町の総合計画の後期基本計画の策定に取りかからなければならないということも併せてでありますし、或いは町全体の政策推進、更に広域行政等の町を取り巻く環境の変化に対応して、組織を設けていきたいとこういう考え方でございます。以上です

○議長(風口 尚) 2番 北 守君

○2番(北 守) 町長の考えお聞かせ願ったわけですけど、町の行政組織としまして、総務課もでございますので、事務分掌をどのように考えておられるのか、今回の条例改正でも玉城町総合計画審議会、玉城町行財政改革審議会の処理をこの課に任すというふうなことで、条例改正が出ておるんですけども、こういう点、事務分掌はどういうふうに考えておられるのかお聞きします。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 4月1日から発足したいということでございますので、あらかじめその検討に入っております。今、色んな、前段お答え申し上げましたような1つの今の時期に取りくまなければならない事柄については、そこで担当させたい、そういうことでございます。具体的にいろんな事務がたくさんございますから、そういうふうなところの整理をして、4月からスタートしたい。こういう考え方です。

○議長(風口 尚) 2番 北 守君

○2番(北 守) 一番最初の質問の時に国の考え方等、地方に流れてくるスピードがこの頃、時代とともに早くなったということで敏速に対応したいということと、町全体の施策を眺めてどうあるべきかということをしていく課ということで、いわゆる一言で

言うならば、地方創生でいう「ひと、まち、しごと」の創生を担う課として、そういうふうな課としてのイメージをして理解していいのかどうか、もう一度お伺いします。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）それぞれ申し上げましたように速いスピードで町を取り巻く環境が変わってきますから、環境変化に対応する組織体制が必要であると思っています。しかし一方では町の限られた人材、限られた財源の中で運営をしていくということもいるわけですから、極力それぞれが、広範囲の仕事をしながら、職務をこなしていくという考え方を通していきたいと思っています。以上です。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第9 議案第9号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第10 議案第10号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第11号 玉城町介護保険条例の一部改正について、及び日程第13 議案第13号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 14 議案第 14 号 玉城町訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正について、及び日程第 15 議案第 15 号 玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 16 議案第 16 号 町道の認定及び変更についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 17 議案第 17 号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 14 分 休憩)

(総務産業・教育民生常任委員会付託表を配付する。)

(午前 9 時 15 分 再開)

再開いたします。

お諮りいたします。

只今、質疑を終了いたしました議案第 2 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてないし、議案第 17 号 定住自立圏形成協定の変更についての各議案につきましては、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりお手元に配付いたしました議案付託表のとおり、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に審査付託をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号ないし、議案第17号については、議案付託表のとおり総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第18 議案第18号 平成26年度玉城町一般会計補正予算(第7号)ないし、日程第28 議案第28号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)を一括議題とし、これより質疑をおこないますが、各議案の質疑につきましては 後日、予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑は、町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑は一括議題となりました議案第18号ないし、議案第28号について、町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、一括議題となりました議案第18号ないし、議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第29 議案第29号 平成27年度玉城町一般会計予算、ないし日程第39 議案第39号 平成27年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題としてこれより質疑をおこないますが、各議案の質疑につきましても 後日、予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑も、町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑は、一括議題となりました議案第29号、ないし議案第39号について、町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

発言を許します。

2番 北 守君

○2番(北 守) 7ページの上から13行目、議案番号29号の当初予算の町長の提案の中で、頁数7ページの上から13行目の件につきまして、現在策定中の後期基本計



画につきましては、前期基本計画の内容を踏襲しながらも、課題や問題点を検証し、町民の意見も反映させながら、更なる町の飛躍のため、計画策定に取り組んでまいりたいと述べておられました。そこで、総合計画につきましては、まずは作っても作らなくてもよいということですが、玉城町はなぜ後期の計画を作るようになったのかということが1点目、それについて前期基本計画の課題や問題点を検証してと、ここでありますので、何を検証されてきたのか、問題点は何だったのか。その点お伺いします。更に3点目として、検証の結果、どう問題が生じてきたのか。どう活かしていくのか。その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）この計画につきましては、確かに法律の中では義務付けが外れましたが、この計画は10年間というスパンを持って計画しておるものですから、前期で5年間、計画したものを後期でも計画していこうということで策定に入ったということでございます。この計画につきましては、26、27、2年間で、28年3月を目途に策定を進めておるという状況でございます。それから、課題問題点の検証につきましては、現在これを各部署に通知をいたしまして、その案件が今上がってきているところでございます。これから、それをまとめて検証するとともに、現在、各団体のヒヤリングを4日間通してやっております、今日も第4回目なんですけども、午前、午後と外部へ出かけていろんな方の団体のヒヤリングをしている状況でございます。今後、これをまとめた上で、審議会にかけながら、続けて28年3月目途に計画を作っていくたいとこのように考えています。以上でございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）今、進行中ということで、これからということで、急速に作業を進めていただいております。これはよく分かったわけなんですけども、ここで2番目に大事なことだと思いますのが、町民の意見も反映させながらということで、前期もおそらくそういうふうにしていただいたと思うんですけども、例えばどんな手法でやられたのか、パブリックコメントはまだ出せないのかなと思うんですけど。それかアンケートを実施したのか、分かればその点。どのように集約が終っているのかどうか。その点お伺いします。

○議長（風口 尚）総務課長補佐 見並智俊君

○総務課長補佐（見並 智俊）総合計画の住民の人数、こちらについてはアンケートのほう、前回、前期の基本計画の策定に対しましても、アンケートのほうは実施をさせていただきました。それとこの後期につきましても、今回の2000人を対象に抽出をさせていただきました。アンケートのほうを実施させていただいたところです。こちらの前期と今回のアンケート調査のほう、当然比較をさせていただきながら、これまで、やってきた施策に対して、住民のニーズがどのように変わってきたかというようなところもとらまえながら、進めていきたいと考えています。そしてパブリックコメントについまし

ても、ある程度、素案のできた段階で、住民の方に実証していきたいと現在考えています。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君

○2番（北 守） 事務方のほうで進められておるということでアンケートも取っていただいたと私の認識不足もあるんですけど、この計画の究極の目的といいますのは、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくりと、それから住民との協働のまちづくりということが大きな命題やと思うわけなんですけど、冒頭、説明でもあったように踏襲するという表現がありましたんですけど、基本的な方向は変わらないのかどうか。また、変えることはないのかどうか、変えることはあるのかどうか、その点、町長にお伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 基本的な方向を変えてはいかんと思っています。なぜかと言いますとやはり前期基本計画の中で町の総合計画 10 ヶ年計画というものの前期がおわり、そして更に5 ヶ年計画ですから、その中で定められた 10 ヶ年の中の、今後の残りの5年間ですから、基本的な町の将来としての「だれもが安心して元気に暮らせるまち ふるさとたまき」の将来像のテーマはこれは変えてはいかんと思っています。ご理解ご協力をいただきながら、少しずついいかたちでいろんな政策を展開させていただいておりますけど、いろんな反省の上で申し上げておりますように後期基本計画を策定してまいりたいとこういうことでございます。

○議長（風口 尚） 他にありませんか。7番 奥川直人君

○7番（奥川直人） ）先ほど北議員さんが質問されました議案第 29 号の後期基本計画について、前回、作成が3ヶ月ほど遅れた、前期の計画につきましては、そういった実態があったということでございますので、今回、北議員さんの質問の中で3月目途ということでありますので、それを遵守していただきますように。これひとつお願いになりました、結果としまして。

それと同じく議案第 29 号の8ページ、27年度一般会計の8ページですけど、ここに総務費としまして、景観作り活動助成金とうたわれております。これにつきましては、どのような景観づくりについて助成をしていくのか。また、町の基本的な政策、この景観というものに対する町の基本的な考え方があって、それに基づいて、景観作りに対する助成金を出すというものなのか、その辺の考えを、基本的な考えがあるのであれば、お聞きをしたいと思います。

続きまして、次9ページにいきます。教育費になりますが、中段ごろにありますけど、玄甲舎の保存及び修理のための調査費、このように言われております。まず玄甲舎の保存をしていくための、または玄甲舎を活用していくための目的をもう一度お聞きしたいと思います。そして完成までにいくら経費がかかるのか。そして今後維持管理をしていくことが必要であると。作って終わりと言うわけにはいきませんので、今後、その玄甲舎を年間維持管理していくための費用をどう見ているのか。それともう1点は、この玄

甲舎を修繕し、町民の人に利用していただくことになるかと思うんですけど、その目的として、有形、無形、いろんな評価の仕方が有ると思うんですけど、その効果をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

それと、議案第 37 号の 13 ページになります。水道事業会計ですが、給水量が減少したと、確かに私も数字見てみると、給水量は減少しているんです。しかしながら、今の玉城町の状況を見てみると、世帯が増えて人口が増えてとなる中でなぜ、この給水量が増加すべきだと思っているのに減少しているということなんで、それにつきましては、なぜ減少したのかということをお聞きします。

それと、議案第 39 号、下水道事業、14 ページになります。下段であります、下水道はどうたわれております、生活環境の改善、公共水域の水質保全に必要不可欠、もちろんそのとおりで、流域の水質がよくなるということで生活基盤の根幹を支える重要な施設であると、このように方針が出されておるわけですが、昨日も少し言いましたけれど、平成 27 年度はアスピーア玉城、弘法温泉は接続されないということになっています。このことはみなさんご存知でありますように、原地区の水の源流地ということになるわけでありまして、現在、産業振興課でも、多面的機能支払となっております、旧名称でいきますと、農地水環境保全向上対策で、活動を各地域でやっている。これは水質を良くする、いろんな水質調査をしたり、生き物を調査したり、いろんな活動を、この環境というものをベースに活動しています。原地区の場合は年に 1 回でありますけども、6、7 年続いておりますけども、子どもたちやお年寄りも参加していただき、年寄りも参加していただきます、保護者も来ていただきます、PTA の方も来ていただきます、蛍観察会をそこでやっています。私はそこの役員もしていますので、もうじき、公共下水道ができれば、水質が綺麗になる、そうすると、カワナがたくさん発生するかもわからん。蛍もたくさんでるかもわからないねと、こういうことを、産業振興課もそうだし、生活福祉課の環境もそうだし、公共下水道の上水道の関係の部署もそうだし、こうことを現実進めているんです。農水関係については、三重県でナンバーワンの組織になったという中で、この公共下水道が接続されないということでは、役場全体の中の考えが、どのように調整されてこのようになったのかということをお聞きをします。

○議長（風口 尚）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎）9 ページにあります玄甲舎の保存、修理のための調査費につきまして、玄甲舎につきましては、先日、金森得水翁の後継の方から寄附をいただきまして、文化財としての非常に価値が高いということで、玉城町の町指定の文化財にさせていただいた訳ですけども、その中でかなり今、修復していかないかん所がありますので、大きくするのではなしに、玄甲舎を使えるようなかたちで修理していきたいと考えています。原形を残しながらということですので、そういうふうな形で作っていく。寄附いただいたものを使えるようにして町民のみなさんに茶会とか色んな場面で使っていただくようには考えておりますけども、ただ、玉城町文化財保護委員会のほうとも会議を重

ねながら、どういうふうな使い方があるか。どういうふうに町民のみなさんとともに使っていたかということ、これを今後考えていく会議をもっていくこととなりますので、修繕のための調査の費用ということになりますので、まだ、どこをどういろうとか、どういふに活用するかというのは、今後の話し合いになるかと思えます。ただ、こちらのほうに締結して、いただきましたので、一遍、議員さんのほうにもご紹介させていただいて、ご案内をさせていただきたいというふうに思っていますので、今後また、そういうふうなことでの調査及び、委員会の進め方で今後また、提示させていただけると思っています。以上です。

○議長（風口 尚）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）今回の調査費ということで予算につきましては、提案を申し上げておるところですが、その業務といたしまして概算工事費を算出するためのデータの収集業務、具体的にいきますと、現地調査による破損状況の調査、また、耐震診断を行い、修復図面また検討資料ということで、その際に概算工事費を算出するといったことで、今回の調査において、概ねの概算事業費を把握したいと考えております。

○議長（風口 尚）暫時休憩します。

（午前9時14分 休憩）

（午前9時15分 開会）

○議長（風口 尚）再開いたします。教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）今回の調査におけます調査費でございますが、予算書におきましては、指定文化財修復工事設計業務委託料といったことで予算をお願いしております。金額といたしまして365万1000円でございます。

○議長（風口 尚）総務課長補佐 見並智俊君

○総務課長補佐（見並 智俊）今回の景観づくり活動助成金ということで新規に計上させていただいたところですが、こちらにつきましては、現在までも、例えば花いっぱい運動ということで、町内のボランティアの方で町内の各所にそういった花を植えていただくというような活動をしていただいたり、また、農地水の取組みの一貫としまして景観形成ということで、花を植えていただくという活動をこれまでもしていただけてました。これをより一層進めるためということで、今度は自治会の地域づくりの一貫というふうな意味合いで植樹などをより一層推進するということで自治会の活動に対して、上限5万円を限度としまして交付し景観形成景観づくりを進めていくという意味あい、予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明）水道事業におけます給水量の減少についてのお尋ねでございます。確かに人口のほうも増えておりまして、給水の件数も順調に増えておる状況の中で給水量が減少しとるという実態でございます。主には一般家庭のところ、実際、下水道事業によりまして、下水の接続によりまして、節水の意識が働いておるということ

と、あと、器具におきましても節水型の器具がかなり普及してきておるといふのと、併せまして、あと、企業との関係でパナソニックさんなんか井戸を掘られまして、自家水源を確保されとると、色んな要因によりまして総合的に給水量が減少しとるといふ傾向でございます。以上です。

○議長（風口 尚）副町長、小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第 39 号 玉城町下水道事業会計当初予算の関連のことで、アスピーア玉城等の下水道接続のお話がありました。これにつきましては、この 3 月で、その地域の共用が開始されるわけでございます。当然、その辺につきまして、担当課のほうからアスピーア玉城等の下水道の接続に伴います工事等については、予算等の関係がございました。下水道に接続するとなると、合併浄化層 3 基ございますけれども、その接続工事費用が大きな金額になりますので、アスピーア自体の温泉施設の機器等の更新事業とも絡めて、再度検討するということで、今現在、いったん当初予算のほうでは保留いう形にさせていただきましたけど、その状況の中で接続はしていくというふうに考えています。ただ、議員言われましたように、今現在、合併浄化槽によって下水は処理をされておりますので、私どもとしましては、合併浄化槽におきましても、下水道と同等の処理能力があるとふんでおります。それで、下水道が先ほども、お話がありましたように、下水道がきたら、もっと水が綺麗になって蛍やカワニナ等が生息できるというお話がございましたけれど、今、現状でも、下流の 2 箇所水質検査もやっておりますけれども、問題はございませんので、その辺につきましては、ご理解の方はいただきたいと思います。今後、いろいろな公共新設の下水道の接続につきましては順次接続をしていくというふうに考えておりますので、ご理解のほう宜しくお願いいたします。

○7番（奥川議員）文化財保護委員会で今後どう活用するか決めていくということなんですけど、これは決まってから、こういうふうに調査費を設けたいということが本来であって、どう決まるか、どう活用するかわからないうちに予算をいれるということは、本来、そういうことを認めさせていただくためには、どんな効果があるのかと、いやこうするんですと、だから認めてくださいと。予算が先で、これからそれに対して検討していくということについてはいかがなものかと私は思いますし、町民のみなさんもどうなんかなと。でも 365 万ですか、それに去年も 140 万くらいやったかな、147 万ですか、それもかけていると。これから改造はしたは、活用方法はどうなるのかということが不明確のままでいかがなものかと、このように私は思います。

次、景観づくりの答弁がございました、植樹の自治区に 5 万円、交付金を渡してやるということですが、いろんな木が各自治区、68 自治区にいろんな木が植わると。こんなで、玉城町の景観って作っていきけるのかなとこのように思うのです。本来であれば、玉城町に先ほど申しましたように、こんな町づくりしたい、こういう景観形成したいというものがあって、じゃ、こういう木を、たとえば、蚊野のところであれば、松が植わるかどうかわかりませんが、昔、松並木やったから松植えるとか、なにかそういうも

のがなければ、ただ、勝手に5万円やるで、植樹せいと、こんなんでは、まちづくり、どうなるのかなと思うんで、今後どう考えていただけるのかわかりませんが、町として、こういった町並みづくりを作っていこうとお考えでなるのであれば、その考えを聞かせていただきたいと思います。

給水量、これについてはなるほどということでは理解をします。節水意識、これは確かに下水道つけば、水道料の約1.8倍とかかかってきますんで、そういう意識が上がってくる。これは非常にいいことだと思ってますんで、是非、順調に進めていただきたい。アスピアの件です、これは下水道に接続するのにお金がかかると、こういう答弁でしたね。これ、いつかやらないかと思うわけです。それであれば、みんなが期待しているタイミングでやるのが本来の姿だと。これは地元の課長さんも見えますし。農地水からなり、地元から、これなんとかしてくれと言われたら、やるかと。これ困るやんかと言われたら対応するかどうか。合併槽で問題ないと。問題ありますよ、あれ、みなさん認識が足らなだけ。

<sup>くずかかわ</sup>国東川の水を飲めというたけど、あの下水道の水を飲めと言うたら、飲みますか。もう一度、地域を含めてそうするんやったらそうすると、自治区から理解求めやないかと思う。その考え、また、教えてくださいか、ということで何かあればまた言ってください。

○議長（風口 尚）教育長 山口典郎君

○教育長（山口 典郎）文化財保護委員会のお話なんですけど、最近文化財は今までは、文化財というものは保存ということを中心として、出来上がって、それを見てもらうということが中心やったんですが、最近の動きの中にやっぱり活用するということが大事になってくるということで、その理解も得ながら、そういうふうな活用のあり方を検討していただきたいというふう考えております。

○議長（風口 尚）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）認識の違いやと言われましたが、当然、合併浄化槽でも町は補助金を出しておるわけですから、きちんと維持管理ができれば、下水道へ接続していただいたのと同じように、当然下水道では地元の川には方流水は流れませんが、今、合併浄化槽で流れ取る放流された水も、水質的には問題ないと思っております。また、温泉の排水も入っていますんで多少、温度が高いという関係で藻が生えとるということは現場からの報告で聞かせていただいていますけど、水質的には問題がないというふう考えております。それと、先ほども答弁しましたように、早い段階で、全体的な修繕等の中も考えまして、計画をして設備したいと考えています。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）景観づくりの助成金でございますが、今回、予算科目を2・1・9の諸費というところで盛りかせていただいています。奥川議員言われているような、景

観づくりにつきましては、大きく建設部門とかでやるのではなくて、これはあくまでも、9の諸費で置いたということは、自治区の助成ということでおかせていただきましたので、そういうふうな観点から、自治区のほうで何か景観づくりをしていくところに助成をしていきたい、地域づくりの一環として、今回5万円という予算で6団体、上させてもらったということです。宜しくお願いします。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君

○7番(奥川 直人) まず、景観づくりですけども、植樹と言われたんで、植樹って非常に木も大きくなるし、後困ると。その時はいいですよ。でも、そういう管理を今度また、やっていかないかんとということにもなるし、僕は、植物、これやったらいいかなと。でも木を植えるということは、玉城町の景観を損ねないかと言う意味で基本的な考えがあるのではないかとことなんで、そのへんを明確にして、最終ご答弁をいただきたいと思います。

アспピアの件ですけども、合併浄化槽でも変わらないと、公共下水道でも変わらないと。それやったらですね、そういうふうを受け止められましたんで、それだったらね、なにも公共下水、多額の金、費やして、まして、これから地震が起こって、そういう施設が壊れる可能性もどんどん出てくるということであれば、そういうことが本当に良かったのかということ副町長は言うておられるのですよ。そこに藻が生えるとか、そういう認識があるのであれば、それは環境に若干でも影響を及ぼしているということになりますから。そういうことを我々なくしたいと思っているわけ、常に携わっておりますから。そういうことを地域の住民の代表として私は言うとするんで、それでみなさんがそうするんやというんだったら、自治区も含めて理解を求めないと無理だろうと、こういうふうに申しておるんで、それに最終お答えいただきたいと思います。

○議長(風口 尚) 副町長 小林一雄君

○副町長(小林 一雄) 合併浄化槽と下水と、最終放流先も違いますし、ただ、合併浄化槽というのは、地域その排水に流れるわけなんですけども、水質的には、私が言っているのは、下水道で処理された水と変わりがないということをおっしゃるので、ただ、下水道事業、合併浄化槽のほうにも補助金を出していますので、両方との関連の中で、当然、対費用の中で、下水道を引っ張ることができない地域もございます。そういうところに対しては合併浄化槽の補助金を出して水質改善というものを町は勧めしております。というなかで下水道の接続をしていただくのと、合併浄化槽を据えるというのは水質改善については同じであるということでございます。

○議長(風口 尚) 総務課長 林 裕紀君

○総務課長(林 裕紀) 景観づくりに植樹ということをお話を例に話んですけども、景観づくりイコール植樹ということでは考えておりませんので、多方面でも地域の景観が良くなるということであれば、柔軟に考えていきたいとこのように思いますので、宜しくお願いします。

○議長（風口 尚） 暫時休憩します。

（午前9時51分 休憩）

（午前9時53分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間 宏紀） アスピアの関係ですので、私からも答弁をさせていただきたいと思います。基本的には、今、副町長からの答弁でございますが、現状といたしまして、今、自治区の原区さんのほうからも、その接続につきましての要請要望等も伺っていないということ。また、現状の中での対応ということが、大きく変更される場合につきましては、自治区さんとの協議ということを考えてございます。そして、また、大きな計画というなかで、今現在、ふれいあいの館自体、18年を経過し、今回も補正でも上げておりますが、修繕の箇所も相当きておると。そしてまた、光熱水費の関係も高騰が相当しておるということも併せまして、やはり熱源の部分のことの検討というものを併せて、大きな施設自体の見直しを視野に入りたいと。そういうなかでこの浄化槽の問題につきましても対処していきたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

これをもって一括議題となりました議案第29号ないし、議案第39号についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午前9時55分 休憩）

（予算決算常任委員会付託表を配付する。）

（午前9時56分 再開）

再開いたします。

お諮りいたします。

只今、質疑を終了いたしました議案第18号 平成26年度 玉城町一般会計補正予算（第7号）ないし、議案第39号 平成27年度玉城町下水道事業会計予算の各議案につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に審査付託をいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって、議案第18号ないし、議案第39号については、議案付託表のとおり予算決算



常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会に付託されました議案審査をお願いいたしたいと思います。

日程について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長 田畑良和君

○**議会事務局長（田畑 良和）** 各常任委員会審査の日程を報告いたします。

3月13日金曜日、午前9時から、第1委員会室において、総務産業常委員会を。午後1時から教育民生常任委員会を開催いたしますので定刻までにご参集願います。

また、予算決算常任委員会は、3月16日月曜日、3月17日火曜日の両日ともに、午前9時から、第1委員会室において開催いたします。

平成26年度補正予算審査後、平成27年度当初予算審査を行いますので、定刻までにご参集願います。以上です。

○**議長（風口 尚）** ただ今、事務局長の報告のとおり各常任委員会審査をお願いいたします。これにて本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精査のため13日から19日までの7日間休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって3月13日から19日までの7日間休会することに決しました。

来る3月20日は、午前9時より本会議を開会し、委員長報告、討論、採決、追加議案の上程を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

（午前9時58分 散会）